

平成26年 第4回 石狩市下水道事業運営委員会

【石狩市個別排水処理施設整備事業の区域拡大について】

平成26年11月21日

1 個別排水処理施設整備事業の現状について

現在の個別排水処理施設整備事業は、平成18年2月に策定された『石狩市生活排水処理基本計画』に基づき実施しています。

基本計画では、平成18年度から平成32年度までに、石狩市区域（下水道計画区域を除く。）で、300基の合併浄化槽を設置しようとする計画です。

しかし、平成21年度からは、対象区域に浜益区を加え、平成21年度から平成26年度まで、年間計画設置数5基として6年間実施しております。

『石狩市生活排水処理基本計画（平成18年2月策定）』

計画対象区域：石狩市全域

集合処理する区域：下水道計画区域内は公共下水道により整備を進める。

個別処理する区域：下水道計画区域外の区域は個別排水処理施設整備事業により進める。

2 個別排水処理施設整備事業による合併浄化槽の設置数について

個別排水処理施設整備事業による合併浄化槽の設置状況

(基)

年度	H13~ H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
厚田区	129	5	0	0	0	2	1	1	0	0
浜益区	—	—	—	—	3	1	5	3	1	2
旧石狩市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	129	5	0	0	3	3	6	4	1	2
累計	129	134	134	134	137	140	146	150	151	153
対象地区	厚田村	厚田区			厚田区・浜益区					

※平成13年度に厚田村が移管を受けた21基の合併浄化槽は除く。

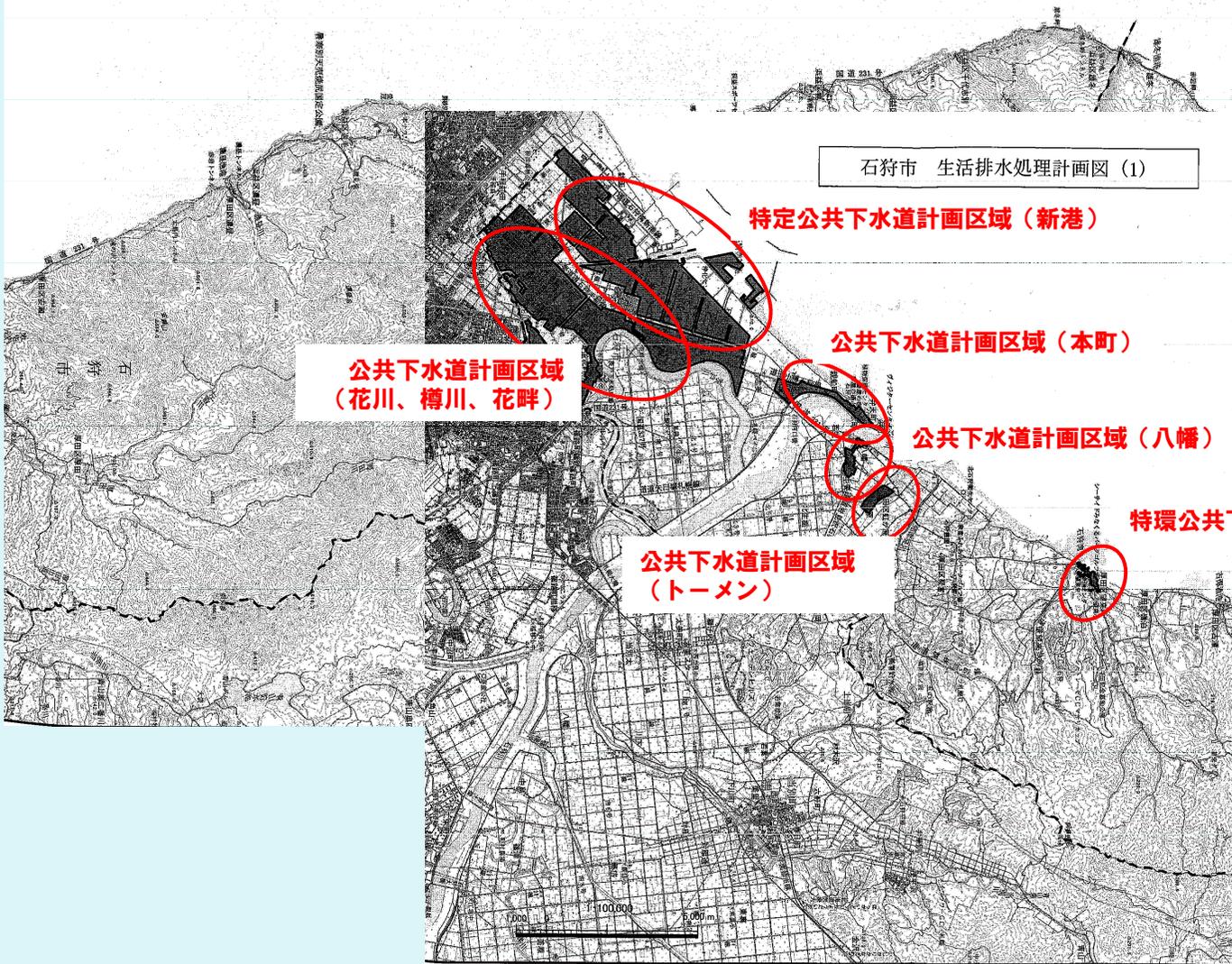
3 対象区域の拡大について

厚田区・浜益区

石狩市 生活排水処理計画図 (2)



凡例	
	下水道
	合併浄化槽



旧石狩市・厚田区

石狩市 生活排水処理計画図 (1)



凡例	
	下水道
	合併浄化槽

特定公共下水道計画区域 (新港)

公共下水道計画区域 (花川、樽川、花畔)

公共下水道計画区域 (本町)

公共下水道計画区域 (八幡)

公共下水道計画区域 (トーメン)

特環公共下水道計画区域 (望来)

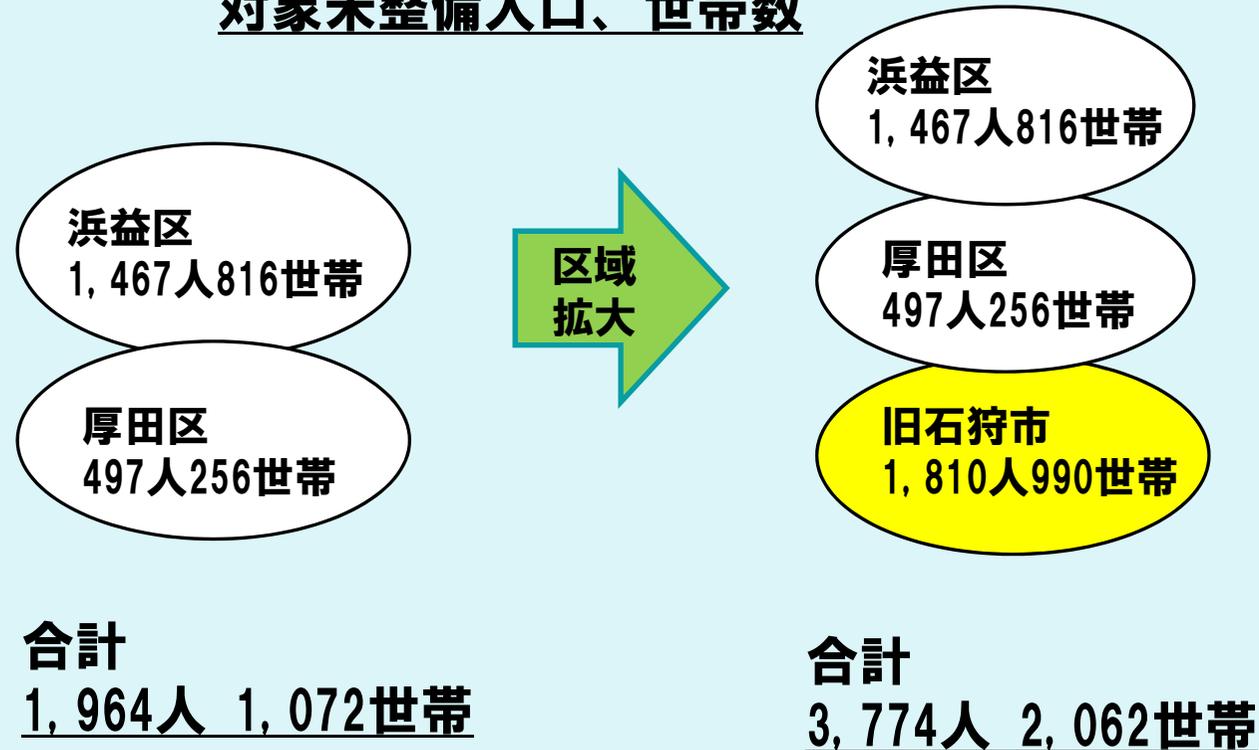
特環公共下水道計画区域 (厚田)

4 対象人口・世帯数について

『石狩市生活排水処理基本計画』に基づき、平成27年度からは個別排水処理施設整備事業は、下水道計画区域を除く石狩市全域とします。（旧石狩市も拡大します）

計画設置数は、これまでの年間5基から旧石狩市拡大分として5基を加え10基程度として協議中です。

対象未整備人口、世帯数



5 設置における検討事項について

- ①市街化調整区域の建築物は、都市計画法により規制があります。
- ②地下水の影響を受ける地区については水替工が必要で工事費が上がります。
- ③浄化槽を設置するにはスペースが必要で狭隘な場所では設置は難しいです。
- ④泥炭地に浄化槽を設置する場合に、良質土と置き換える必要があります。
- ⑤処理水の放流先の確保が必要です。

6 年間スケジュールについて

現在、個別排水処理施設整備事業については、募集年度内に合併浄化槽をご使用いただけるよう、次のようなスケジュールで進めています。

雪が積もる前に利用者に排水設備工事などが完了できるように設定しております。

- ①浄化槽設置の相談期間： 通年
- ②募集期間： 4月上旬～5月上旬
- ③現地確認・個別相談： 5月上旬～6月上旬
- ④設置箇所決定： 6月中旬
- ⑤測量設計業務： 6月下旬～7月下旬
- ⑥浄化槽設置工事： 8月下旬～11月中旬

7 まとめ

- (1) 目的：下水道計画区域外の生活環境の改善、公共用水域の保全を図る。
- (2) 整備区域：石狩市全域（下水道計画区域を除く）。
 - ・現計画「石狩市生活排水処理基本計画」の計画対象区域とする。
- (3) 整備期間：石狩市生活排水処理基本計画の整備予定期間とする。
 - ・平成32年度以降については、整備手法も含めて再度検討します。
- (4) 整備の方法：個別排水処理施設整備事業（総務省所管・市単独事業）。
 - ・現状の事業を継続する。
- (5) 整備規模：年間10基程度として協議中です。
- (6) 設置にあたっての検討事項：
 - ①建築関係法令に適合してる物件について申請を認める。
 - ②処理水の放流先の確保が必要です。
 - ③処理水が他人（私道、用水路など）の土地に放流する場合は承諾書が必要です。